

## ③人事発令通知書と報酬決定額の不一致について（指摘事項）

キャンパスに通知されている各々の非常勤嘱託員の報酬の平成18年度の決定額と人事発令通知書に記載されている日額手当（実際支払額）が不一致であり、実際に支払われた額が、本来支払うべき金額よりも過大となっていた。（明石）

## ④決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。（播磨科学公園都市）（明石）（高度産業科学技術研究所）

## d. 外国人教師に関する事項

## ①同意書の正副区分明確化について（意見）

外国人教師の任用に際して、日本語及び英語の二種類の同意書を作成しているが、万一、同意内容につき係争等が生じた場合に備えて、そのような場合いずれの同意書が正となるかを書面上明確にしておくことが必要である。（神戸学園都市）（姫路新在家）

## ②在宅勤務の実態把握について（意見）

外国人教師については在宅による研修を認めているキャンパスもあるが、在宅中の執務内容につき把握されていない。外国人教師の報酬は月額により決定されているため、在宅勤務中に対しても当然に報酬が支払われていることから、報告制度等を設け、在宅中の勤務実態を把握しておくべきである。（神戸学園都市）

## ③出勤日数の確認について（意見）

また、上記②のケースでは出勤簿上は出勤印が押されているが、本人がほとんど当該キャンパスには出勤しない（本人が当該キャンパスに出勤した際に数日分をまとめて押印している）ため、実際の出勤状況について把握されていない。当該外国人教師の場合、他のキャンパスにおいても授業のある日以外には、ほとんど出勤していないとのことであった。外国人講師の報酬は月額により決定されており、出勤していない日についても報酬が支払われていることから、在宅による研修を認めていないキャンパスの場合、本来は無断欠勤として扱うべきものである。（姫路新在家）

## ④経験年数の扱い見直しについて（意見）

外国人教師の報酬月額を決定する際に、その一要因として過去の経験年数を勘案することとしている。この算出過程を検証したところ、「在家庭」とされている時期に関して、公立学校教育職員等の給与に関する規則別表第8「その他の期間、その他のもの」を適用し、換算率は50%で、経験年数を加算されていた。しかしながら、「在家庭」期間については、客観的に本人のスキルが向上しているとは認識し難いため、経験年数に加算すべきではないと考える。（神戸学園都市）（姫路新在家）

## B. 賃 金

## (1) 概要

(内容) 職員の勤労に対する反対給付のうち、報酬並びに給料及び諸手当を除くもの。一般的には、その雇用関係が日々雇用であり、勤務の態様が一定期間を定めて勤務する臨時的なものであり、勤務の内容がいわゆる行政事務を担当するものではなく、単純な肉体的、機械的な労務に従事する職員に対して支払われる勤労の対償。

(対象) 臨時的任用職員・日々雇用職員

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	7,562	7,260	9,259
姫路書写	24,836	12,861	25,547
播磨科学公園都市	7,331	10,466	7,522
姫路新在家	9,381	9,930	6,475
明石	12,115	14,678	13,429
高度産業科学技術研究所	5,842	4,992	7,084

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

- ①平成19年3月支出分のうち、1回当たりの支出金額が100千円以上のものにつき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。
- ②臨時的任用職員及び日々雇用職員のうち、各キャンパス毎にそれぞれ平成18年度の年間総支給額の最も多い者1名につき、取扱要領、採用時の決裁書、人事発令通知書、出勤簿、給料表等の各種関係資料と照合し、資料間の整合性を検討した。

## (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、賃金に係る支払事務は、次の事項を除き適切に処理されていた。

## a. 臨時的任用職員に関する事項

## ①決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。

(神戸学園都市) (姫路書写) (明石)

## b. 日々雇用職員に関する事項

## ①雇用通知書の作成洩れ等について（指摘事項）

受託研究のための技術補助者として雇い入れられた日々雇用者につき、対象となった受託研究が平成17年度の中途より開始され、18年度も継続していたことから、当該日々雇用者についても、継続雇用としたが、平成18年度については雇用に関する決裁及び雇用通知書が作成されていなかった。

また、日々雇用職員取扱要領においては、継続雇用した状態が1年を超えてはならない（勤務形態により例外はあるが、該当者はそれには当たらない）とされているが、当該日々雇用者は平成18年度についても年度末まで雇用されており、1年を超えて継続雇用されていた。

但し、このケースの様に外部資金による受託研究のために、継続雇用が不可欠な場合には、例外措置を設け、適切な承認手続のもと、継続適用を可能にする措置を講じておくことが必要であると考える。（高度産業科学技術研究所）

## ②出勤簿の記載誤りについて（指摘事項）

出勤簿により把握される出勤日数と実際の支払日数を照合したところ、不一致（出勤簿が6日多い）であった。該当者は休日出勤を年間6日間行っているが、これに対応する賃金支払が行われていないものであると考えられる。支給時における出勤日数の管理が徹底されていなかったものと考える。（明石）

## ③決裁書の不備について（指摘事項）

採用の際の決裁書に決裁日付の記入や公印使用承認がなされていないものがあった。  
（姫路書写）（明石）

## C. 職員手当（除く退職手当）

## (1) 概要

(内容) 原則として当該団体の常勤の職員に対して支給されるもので、かならず条例で額、支給方法が定められねばならない。

(対象) 常勤職員・臨時的任用職員

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

なお、職員手当のうち各キャンパスの歳出として計上されるものは、「I. 人件費の概要」に記載している時間外手当（夜勤手当含む）・宿日直手当・特殊勤務手当・児童手当である。

## a. 時間外手当（夜勤手当含む）

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	13,836,213	11,333,561	11,334,333
姫路書写	10,114,387	7,218,756	6,850,387
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	2,904,943	2,647,949	3,639,930
姫路新在家	5,604,827	5,312,866	4,791,933
明 石	12,473,075	10,615,703	11,253,500

- (注) 1. 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によって  
いる。  
2. 播磨科学公園都市と高度産業科学技術研究所については職員が兼務している  
ケースがあり、職員手当はそれぞれのかいに係るものを別個に集計できない  
ため、まとめて記載している（以下、同様）。

## b. 宿日直手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
姫路書写	16,800	-	-
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	4,200	-	-
姫路新在家	4,200	-	-

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によって  
いる。

## c. 特殊勤務手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	436,000	441,700	435,700
姫路書写	850,170	701,930	35,000
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	1,052,700	967,230	3,600
姫路新在家	66,570	49,650	42,000
明石	-	-	-

(注) 1. 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によって  
いる。

2. 以下(i)～(iv)に内容別の金額を記載している。

## (i) 夜間看護等手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
姫路書写	42,000	35,000	35,000
姫路新在家	42,000	42,000	42,000

## (ii) 交替制変則勤務等手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	436,000	441,700	435,700

## (iii) 放射線作業手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
姫路書写	808,170	666,930	-
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	1,052,700	967,230	-
姫路新在家	22,770	4,950	-

(注) 当該手当は平成18年度より支給要件が引き上げられたため、平成18年度は支給要件を満たす者がいなかった。

## (iv) 入試業務手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	-	-	3,600
姫路新在家	1,800	2,700	

## d. 児童手当

(単位：円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	505,000	480,000	1,675,000
姫路書写	2,350,000	2,170,000	3,965,000
播磨科学公園都市 高度産業科学技術研究所	525,000	755,000	1,690,000
姫路新在家	940,000	925,000	1,080,000
明石	715,000	595,000	690,000

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

- ①時間外手当のうちの超過勤務手当について、平成19年3月支出分のうち、各キャンパス毎に金額上位5名につき、超過勤務手当支給明細書と超過勤務命令簿、給与基本事項一覧表、出勤簿等を照合し、資料間の整合性を検討するとともに、超過勤務手当金額が正しく計算されているかについて、再計算を行った。
- ②特殊勤務手当について、該当のあるキャンパスにおいて、その内容を聴取し、手当自体の妥当性を検討するとともに、平成18年度の当該手当金額が職員の特殊手当に関する条例に基づき、正しく計算されているかについて、特殊勤務手当支給明細書と関係する根拠資料を照合し、検討した。

## (3) 監査結果

## a. 超過勤務手当に関する事項

## ①超過勤務手当の支給月ズレについて（指摘事項）

超過勤務手当支給明細書の超過勤務時間と超過勤務命令簿の超過勤務時間を照合したところ、不一致のものがあつた。不一致の内容は以下の通りであつた。

- ・前月の超過勤務時間が、単純事務処理誤り（資料間の転記入力ミス）により過少となったため、当月にその分も含めて支払つた。（姫路書写）
- ・前月以前に支払つておくべき1月度以前の超過勤務時間に対する手当が、当該支払月は予算がなかつたため、3月に支給したものがあつた。適正に承認された超過勤務時間に対する手当の支給は翌月に支払うべきものである。当該処理を認めると、社会保険料の定時改定時に恣意的に残業代を調整することにより、社会保険料を不当に低く抑えることも可能であり、当該見地からも認められるべきものではない。（明石）

## ②超過勤務命令簿の記載洩れ、記載ミスについて（指摘事項）

- ・超過勤務命令簿の超過勤務時間が記載もれ（出勤簿においては休日出勤（代休消化せず）があったが、該当する時間が命令簿に記載されていなかった）があり、形式上、命令簿によって承認されていない時間に対して支払いが行われている結果となっている。命令簿を適時に訂正しておく必要があった。（姫路書写）
- ・超過勤務命令簿に勤務命令時間（何時何分から何時何分まで）の記載が洩れているものがあった。（姫路書写）
- ・超過勤務命令簿上、勤務命令時間は18時から19時となっているが、超過勤務時間は2時間となっているものがあった。勤務命令時間の記載誤りであるとのことであったが、正確な記載が望まれる。（神戸学園都市）

## ③訂正印の押印について（意見）

超過勤務命令簿への記載内容を誤った場合、二重線により削除のうえ訂正しているが、承認関係を明らかにしておくために、命令者の訂正印を押印するようにしておくべきである。（明石）

## ④休憩時間の明示について（意見）

休日出勤の際に、9時から14時までの勤務命令時間に対して4時間の超過勤務時間が記載されていた。おそらく昼食等のために1時間の休憩をとったものであると思われるが、この様な場合、休憩をとらずに業務を行うこともあると思われる。無用の誤解を生じさせないためにも、イレギュラーな時間帯勤務の場合には、超過勤務命令簿に休憩時間等を記入するようにしておくことが望まれる。（明石）

また、上記のケースとは逆に、休日出勤の際に10時から16時までの勤務命令時間に対して6時間の勤務超過時間が記載されていた。このケースでは休憩をとらずに業務を行ったものと思われるが、上記と同様、無用の誤解を生じさせないために、超過勤務命令簿に休憩時間等を記入するようにしておくことが望まれる。（播磨科学公園都市）

## b. 特殊勤務手当に関する事項

## ①夜間看護等手当の支給当否について（意見）

「職員の特殊勤務手当に関する条例」第21条の2の2、第1項2号（注1）に基づき、12月29日から1月3日の間に出勤した常勤職員（保安員）に対して夜間看護手当が支給されている。

しかしながら、当該保安員については「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第5条1項（注2）に基づき、雇用当初より当該期間に勤務時間が割り振られていた者であり、一般的に考えて、正月休暇を返上して出勤しているという意味合いは薄いも

のと思われる。金額的には一日当たり 3,500 円と僅少ではあるが、夜間看護等手当を支出する本来の目的には沿わないものであると考える。(姫路書写) (姫路新在家)

(注 1) 知事が指定する行政機関、施設等に勤務する職員 勤務時間条例第 5 条第 1 項の規定により勤務時間を割り振られ、又は勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により命ぜられた勤務の一部又は全部が 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間の日において行われる業務のうち知事が指定するもの

(注 2) 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

②交替制変則勤務手当の支給当否について (意見)

「職員の特殊勤務手当に関する条例」第 32 条の 3、第 1 項 1 号 (注 1) 及び第 2 項 1 号 (注 2) に基づき、学内保安警備業務従事者に対して交替制変則勤務手当が支出されている。

しかしながら、当該手当とは別に夜勤手当が支払われており、交替制変則勤務手当を支給する意義はないと考える。(神戸学園都市)

(注 1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後 10 時から翌日の午前 7 時までの間において行われる業務 (第 21 条の 2 の 2 に規定する手当の支給の対象となる業務 (同条第 1 項第 1 号に規定する業務に限る。) を除く。) に従事したとき。

(注 2) 交替制変則勤務等手当の額は、前項各号に規定する勤務 1 回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に規定する業務に従事した場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その勤務時間が前項第 1 号に規定する時間の全部を含む勤務である場合 1,100 円

イ その勤務時間が前項第 1 号に規定する時間の一部を含む勤務である場合 500 円

(同号に規定する時間における勤務時間が 2 時間以上の場合にあっては、600 円)

## D. 共済費

## (1) 概要

(内容) 地方公共団体が、それに属する職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するものであり、各キャンパスに計上されるものは、社会保険料及び労働保険料である。

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	5,066	4,273	4,560
姫路書写	8,031	6,358	7,523
播磨科学公園都市	3,402	3,030	3,583
姫路新在家	6,209	5,976	5,033
明石	7,154	5,031	5,981
高度産業科学技術研究所	3,709	4,216	3,593

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

社会保険料に関しては平成19年3月支出分(本来は3月に支出すべきものだが、平成18年度は3月末日が休日であったため4月支出となったものも含む)につき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。また、労働保険料に関しては平成18年度の確定精算を行った平成19年5月支出分につき、支出負担行為兼支出決定書及びその内訳書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。

## (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、共済費に係る支払事務は、適切に処理されていると認められた。

## E. 報償費

## (1) 概要

(内容) 一般的にあっては役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対する代償。具体例としては、講演会、講習会、研究会等の講師謝礼等の提供された役務に対する反対給付が挙げられる。

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	4,046	4,543	3,782
姫路書写	7,156	6,612	6,744
播磨科学公園都市	3,835	3,630	3,557
姫路新在家	1,503	1,596	2,193
明石	1,593	1,827	1,917
高度産業科学技術研究所	-	-	-

(注) 上表の数値は兵庫県立大学事務局総務部財務課より呈示された資料によっている。

## (2) 監査手続

平成18年度に支出が行われたもので、年間支払額が100千円を超えるものにつき、各属性毎に最上位のものにつき、各種資料間の整合性を検討した。

## (3) 監査結果

## ① チューターに対する報償費の当否について (意見)

チューター (外国人留学生に対して、指導教員の指導のもとに学習・研究・生活等についての個別の課外指導・助言を行う日本人の大学院生または学部生) に対する謝金は、1時間あたり900円で、かつ年間120時間を超えないことが制度として決められているが、154時間(138,600円)分の謝金が支払われている者がいた。該当者は前期と後期でそれぞれ異なる外国人留学生を担当し、各留学生に対しては120時間以内の活動であったものの、合計で年間120時間を超えたものである。チューター制度において、年間の上限時間はチューターの本業である学業に支障を起ささないために設けられていると考えられるため、各留学生一人当たりに対する上限時間であるとは考えにくく、時間管理を徹底しておくことが必要である。(神戸学園都市)

## ② 外部委員に対する報償費の当否について (意見)

平成18年9月6日に開催された研究倫理委員会に出席した外部委員に対して、4時間50分の出席に対して44,000円の謝金が支払われていた。研究倫理委員会に係る外部委員に対する謝金の算定方法については、出席1回につき11,000円とする。但

し、1時間30分を超える場合は、その超えた時間につき1時間30分毎に11,000円を加算するものとしている。

したがって当該ケースの場合、4時間30分を超える20分の出席に対して、90分相当の11,000円が支払われている結果となっており、著しく不合理である。追加支払の単価を30分毎に設定する等して、提供された役務に応分の謝金を支払うべきである。(明石)

## F. 給 料

### (1) 概要

(内容) 地方公共団体の常勤職員等に支給されるもので、その額、支給方法については条例で定められる。

(対象) 常勤職員及び教員

(各キャンパスの過去3年間の推移状況)

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	847,960	847,183	863,412
姫路書写	1,033,905	1,009,706	986,522
播磨科学公園都市	632,723	633,877	636,429
姫路新在家	572,198	575,684	580,192
明 石	406,217	436,737	432,148

(注) 給料は前述の通り、各キャンパスでは歳出として計上されていないため、上表は各キャンパスの担当者に依頼して給与支給明細書より集計した数値によっている。

### (2) 監査手続

大学教員の給料は給料及び給料の調整額(以下大学院調整手当(公立学校教育職員等の給料に関する規則第19条の4))があり、大学院調整手当は文字通り大学院研究科担当職員にのみ適用されるものである。

但し、給料及び大学院調整手当については平成18年4月1日より改正されており、その際に公立学校教育職員等の給与に関する条例等により、減額となった場合には改正前との差額を給料として支給することとなっている。

したがって、給与支給明細表においては給料の内訳として改定後の規程に基づく給料・大学院調整手当の合計額と改定前の規程に基づく給料・大学院調整手当との差額相当分が記載されている。

そこで、教員について、各キャンパスにおいて任意に個人を抽出し、それぞれの平成19年3月分の給与支給明細書に計上されている金額の妥当性を検証するために、以下の手続を実施した。

改定後の規程に基づく給料・大学院調整手当の合計額については、給与基本事項一覧表により各人の級及び号が一致していることを確認するとともに、給料については「公立学校教職員等の給与に関する条例別表第1（第8条関係）の大学教育職給料表」と照合した。大学院調整手当については「給料の調整額の支給要領」に記載されている要件を各人が満たしているかを根拠資料と照合するとともに大学院調整手当の改定単価表と照合した。

改定前の規程に基づく給料・大学院調整手当との差額相当分のうち給料については、給与改定通知及び昇給調書により改定前の各人の給料を確かめ、大学院調整手当については改定前の単価表により各人の大学院調整手当を確かめ、改定後の規程に基づく給料・大学院調整手当の合計額との差額を計算し、照合した。

### (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、給与支給明細書に計上されている金額は妥当であると認められた。但し、次の点が指摘される。

#### ①受領印徴求洩れについて（指摘事項）

銀行振込額に法定控除以外のもの（互助会費、組合費等）が控除されていることから、給与支給明細書に各人の受領印をとっておくことになっているが、受領印の徴求もれがあった。（神戸学園都市）（姫路書写）（姫路新在家）

## G. 退職手当

### (1) 概要

（過去3年間の推移状況）

（単位：千円）

平成16年度	平成17年度	平成18年度
677,851	568,252	992,420
(38人)	(39人)	(51人)

（注）上表の数値は本庁及びかい分の合計額であり、各年度の歳出事項別明細によっている。

## (2) 実施監査手続

退職手当(注1)の基本額(注2)の算定方法は「公立学校職員等の退職手当に関する条例」第3条から第5条の2に退職事由、勤務期間等の別により規定されている。また、調整額(注3)の算定方法は同条例第7条の3により規定されている。そこで平成18年度に退職手当として計上したもののうち、当該条例の適用条項毎に、それぞれ1名を任意に抽出し、退職手当に関する申告書、退職手当支給決定伺、支出負担行為兼支出決定書、その他の根拠書類と照合し、資料間の整合性を検討した。

(注1) 退職手当の額は基本額と調整額の合計からなっている。

(注2) 退職手当の基本額は、退職時の給料月額に勤務期間に応じた支給率を乗じた額

(注3) 退職手当の調整額は、在職期間に応じて支給されるものであり、平成8年4月以降の各月に属していた職員の区分に応じて定める額(調整月額)のうち、その額が多いものから60カ月分の調整月額を合計した額

## (3) 監査結果

実施した手続の範囲において、退職手当に係る支払事務は、適切に処理されていると認められた。

但し、退職手当の支給額の算定方法につき以下の事項については、今後の検討課題とすべきであるとする。

### ①退職手当の計算方法の不合理性について(意見)

- イ. 本県職員としての在職期間のほかに、国または他の地方公共団体の常勤の職員から、引き続いて本県職員となった場合等で、国等を退職した際に退職手当の支給を受けていない場合、その期間が在籍期間に通算される場合がある(公立学校職員等の退職手当に関する条例第8条第5項)。すなわち、極端なケースでは在籍期間の大半が本県以外であっても、最終的に本県職員として定年退職を迎えた場合には、その全額を兵庫県が負担することになり不合理であり、在籍期間に応じた退職手当を負担すべきである。
- ロ. 上記と同様のケースで、国等を退職した際に退職手当が支給されている場合、特例として(公立学校職員等の退職手当に関する条例、付則第9条及び第9条の2)、本県における全期間の勤続年数に対応する支給率(調整手当考慮含む)から、国等に在籍していた勤続年数に対応する支給率を控除したものに、退職時の給料月額を乗じた金額を支給している。しかしながら、国等を退職した際に退職手当が支給されているのであれば、本県に在籍した期間のみをもって、通常の条例に従った計算を行えば足りるものである。

## 6. 請負・委託契約事務に関する事項

兵庫県立大学の請負・委託契約の状況を把握し、そのうち平成18年度に締結した請負契約及び委託契約について、契約事務手続が契約に関する法令及び規定等に準拠しているかどうかを検討することとした。

## (1) 請負・委託契約の直近3年間推移

各キャンパス（5箇所）と本庁及び本部における請負・委託契約の過去3年間推移（平成16年度～18年度に契約された案件）は県から提出された資料によれば下記のとおりである（請負については1契約あたり2,500千円以上、委託については1,000千円以上を対象として記載している）。

## 請負契約3年間推移（2,500千円以上の案件のみ）

（単位：千円）

事業所	契約締結方法	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		指名競争入札	随意契約	指名競争入札	随意契約	指名競争入札	随意契約
本 庁	予定価格(a)	588,525	—	23,362	—	708,750	—
	契約金額(b)	536,025	4,676	20,863	—	578,497	—
	落札率(b)/(a)	91%	—	89%	—	82%	—
神戸学 園都市	予定価格(a)	—	—	8,908	—	—	—
	契約金額(b)	—	—	6,122	—	—	—
	落札率(b)/(a)	—	—	69%	—	—	—
公園播 磨科学 都市	予定価格(a)	—	—	3,604	—	7,849	—
	契約金額(b)	—	—	3,570	—	5,722	—
	落札率(b)/(a)	—	—	99%	—	73%	—
明 石	予定価格(a)	9,989	—	11,559	—	—	—
	契約金額(b)	9,975	—	11,422	—	—	—
	落札率(b)/(a)	100%	—	99%	—	—	—

## 委託契約3年間推移 (1,000千円以上の案件のみ)

(単位：千円)

事業所	契約締結方法	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		指名競争 入札	随意契約	指名競争 入札	随意契約	指名競争 入札	随意契約
本 部	予定価格(a)	—	—	2,079	—	2,740	—
	契約金額(b)	—	35,765	1,785	31,371	2,352	28,231
	落札率(b)/(a)	—	—	86%	—	86%	—
神戸学園都市	予定価格(a)	39,701	—	11,213	—	11,238	—
	契約金額(b)	29,905	19,489	9,186	17,790	8,820	17,789
	落札率(b)/(a)	75%	—	82%	—	78%	—
姫路書写	予定価格(a)	29,169	—	20,610	—	27,109	—
	契約金額(b)	23,480	27,758	19,199	22,454	19,574	22,165
	落札率(b)/(a)	80%	—	93%	—	72%	—
姫路新在家	予定価格(a)	18,271	—	18,348	—	18,060	—
	契約金額(b)	14,697	3,437	14,819	3,437	14,614	9,778
	落札率(b)/(a)	80%	—	81%	—	81%	—
播磨科学 公園都市	予定価格(a)	21,615	—	21,825	—	87,518	—
	契約金額(b)	17,700	12,379	19,982	14,328	75,752	13,461
	落札率(b)/(a)	82%	—	92%	—	87%	—
明 石	予定価格(a)	16,422	—	15,855	—	15,645	—
	契約金額(b)	14,703	12,940	14,935	17,957	15,117	14,766
	落札率(b)/(a)	90%	—	94%	—	97%	—
高度研	予定価格(a)	21,132	—	22,706	—	21,892	—
	契約金額(b)	19,498	154,130	20,496	128,107	19,740	119,863
	落札率(b)/(a)	92%	—	90%	—	90%	—

## (2) 監査対象取引の選定基準及び監査手続

各事業所へ往査し、過去3年間の工事請負費及び委託料の歳出推移(平成16年度～18年度)を把握し、平成18年度に契約した案件のうち請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上を対象として契約関係書類(起案、業者選定、入札、契約、支出、検査までの一連の事務手続きに関する書類、すなわち決裁書、予定価格調書、入札書、開札結果表等)を提示いただき、契約管理状況を検討した。

## (3) 監査の結果

## A. 本庁関係

本庁の過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

## 大学整備費

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学整備費	1,171	17,169	8,871
(上記のうち大学分)	(1,171)	(17,169)	(1,365)
工事請負費	529,523	26,543	585,795
(上記のうち大学分)	(529,523)	(26,543)	(521,423)

(注) 大学整備費の委託料が平成17年度に比較的多いのは、当該年度に神戸学園都市キャンパス敷地内に会計研究棟を、姫路書写キャンパス敷地内に産学連携共同実験棟を整備するため、地盤調査等を実施したことが主な要因である。

また、工事請負費が平成16年度及び18年度に比較的多いのは、平成16年度は地域ケア開発研究所建築工事を行ったこと、平成18年度は神戸学園都市キャンパス敷地内に会計研究棟と姫路書写キャンパス敷地内に産学連携共同実験棟の建築工事を行ったことが主な要因である。

本庁の平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 請負契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	708,750	578,497	8	82%

## 委託契約；平成18年度

該当案件なし。

上記、請負契約の指名競争入札の落札率分布データは下記のとおりである。

## 請負契約(指名競争入札分)平成18年度

落札率	各割合の件数
95%以上 98%未満	1
80%以上 85%未満	2
75%以上 80%未満	3
75%未満	2
計	8

上記請負契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	予定価格	(当初)契約金額	落札率
県立大学産学連携共同実験棟 (仮称) 建築工事	指名競争入札	249,270	194,145	78%
〃 電気設備工事	〃	126,420	103,824	82%
〃 機械設備工事	〃	67,704	48,300	71%
〃 昇降機設備工事	〃	14,280	11,004	77%
県立大学神戸学園都市キャンパス 会計専門職大学院学舎(仮称) 建築工事	〃	145,635	138,600	95%
〃 電気設備工事	〃	57,435	47,974	84%
〃 機械設備工事	〃	36,571	26,040	71%
〃 昇降機設備工事	〃	11,434	8,610	75%

平成18年度の請負契約に係る業務を確認したところ摘記すべき事項は特になかった。

#### B. 本部関係

本部の過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	15,909	15,237	11,111
大学運営費	22,015	20,072	22,695
工事請負費			
エバ-ル社会推進費	—	997	—

(注) 平成18年度の大学維持管理費が11,111千円へと減少している主要因は、平成18年度は神戸キャンパス清掃業務及び大学図書館システム保守管理以外の相当額の委託料の支払いがなかったためであると考えられる。

本部の平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	2,740	2,352	1	86%
随意契約	—	28,231	7	—

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
授業評価アンケートの集計、分析及び報告書作成業務委託	指名競争入札	高度な専門的技術が必要のため	2,740	2,352	86%
神戸キャンパス清掃業務委託	随意契約	単純作業であり、事務を効率的に処理するため	—	8,081	—
大学図書館システム保守管理業務委託	〃	高度な専門的技術が必要のため	—	2,032	—
カウンセラー事業委託	〃	〃	—	4,000	—
発明評価業務委託	〃	〃	—	1,877	—
大学案内2007年度版制作事業委託	〃	〃	—	2,940	—
スクールバス試験運行調査業務委託	〃	〃	—	5,100	—
大学学歌製作業務委託	〃	〃	—	4,200	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

## ①検査調書作成の要否判断の明確化について（意見）

財務規則第107条に検査調書の作成及び契約担当者への提出が記述されている（ただし、同条第2項に契約金額1件200万円以下のものについては作成を要しないことが記述されている）。

この検査調書の作成の要否の判断（契約金額1件200万円以下かどうか）を支払金額で判断するのか契約金額で判断するのかについて現場レベルでは明確に把握しておらず、実務上の混乱が見受けられる（例えば、月払いの場合であれば（契約金額では200万円を超えていても）毎月の支払額が200万円以下となるのであれば検査調書は必要ないと判断されているケースがある）。

月払いの都度、検査調書を作成しなくても（実務的には管理責任者が委託業者からの請求時に内容を確認し、そのうえで支払っているのであれば）支障はないとも考えられるが、最終の支払時（契約満了時）に契約が約定どおりに完遂されたということを確認し検査調書を作成しておくことは必要ではないかと思われる。検査調書の要否の実務上の判断基準を明確にしておくべきではないかと考える。

## C. 神戸学園都市キャンパス関係

神戸学園都市キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	29,733	28,640	31,021
大学運営費	7,004	10,884	7,334
緊急雇用創出事業費	21,147	—	—
工事請負費			
ユニバーサル社会推進費	—	8,907	5,480

(注) 平成17年度の大学運営費は10,884千円と平成16,18年度に比し多くなっているが、この主な要因は特別教育研究助成金による教員の調査研究によるアンケート調査等の業務委託があったためである。また、平成16年度に緊急雇用創出事業費として21,147千円の委託料が支出されているが、これは主に雇用失業対策を目的とした緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る事業である。

工事請負費(ユニバーサル社会推進費)が平成17,18年度に8,907千円及び5,480千円支出されているが、これらの業務は主に誘導ブロック設置とオストメイトトイレ設置工事である。

神戸学園都市キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	11,238	8,820	2	78%
随意契約	—	17,789	7	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約 平成18年度

落札率	各割合の件数
80%以上 85%未満	1
75%以上 80%未満	1
計	2

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
学舎清掃	指名競争入札	多量な単純作業のため	8,741	6,741	77%
空調機保守点検	"	専門的技術が必要なため	2,497	2,079	83%
エレベーター保守点検	随意契約	専門的技術が必要なため	—	4,756	—
近隣大学交流事業委託	"	大学運営上必要なため	—	4,064	—
事務業務等委託	"	多量な単純作業のため	—	3,435	—
産業廃棄物処理	"	許可が必要なため	—	1,931	—
ガス吸引冷温水機保守点検	"	専門的技術が必要なため	—	1,470	—
地域を支える社会企業家育成のための 国際連携事業—大学院経済学研究科・経営学研究科 との共同提案にかかわる業務委託	"	専門的技術が必要なため	—	1,100	—
夜間主コース委託	"	変則な条件であるため	—	1,033	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①学舎清掃業務の確認手続の不備について（指摘事項）

a. 作業完了届に関する事項

毎月、業者から「作業完了届」の提出を受けているが、平成18年4月の学内清掃作業の完了届が提出されていなかった（他方において一般廃棄物処理業務に関する作業完了届けが重複して提出されている。完了届けの提出誤りではないかと推察される）。

b. 委託業務日報に関する事項

日々の清掃業務については、「委託業務日報」を業者から提出してもらい実施内容を確認しているとのことであるが、この日報上、実施項目に丸印が記載されるべき箇所に記載がなされていない部分が相当見受けられた（清掃したが記載漏れとなっているのか、あるいは、清掃がなされていないのかが事後的に判然としない）。

また、週に1回あるいは2回実施するように決められている清掃業務について当該業務日報で実施状況を確認したところ、例えば三木記念講堂は、仕様書上、週2回清掃作業を実施することになっているが、平成18年9月25日（月）～平成18年10月3日（火）の期間中、実施されておらず（日報上、丸印が記載されていない）、屋外便所及び弓道場は週1回清掃作業を実施することになっているが、平成18年10月30日（月）～平成18年11月9日（木）の期間中、実施されていないのではないかと推察

される。委託業務日報において実施すべき項目に丸印が記載されていない場合には実施状況を確認しておくことが必要である。

なお、清掃業務は上述のように「委託業務日報」にて実施状況が確認できるが、年2回実施する清掃作業の実施状況はこの業務日報では確認できない。確認するための書面を整備されることが必要である。

② 決裁書の公印使用承認欄の押印洩れについて（指摘事項）

「文書法制事務の手引」第3章第2節公印の使用 3 公印及び契印の使用によれば、浄書文書を公印の保管者又は公印取扱主任に示し、押印審査をうけることになっているが、委託契約にかかる決裁書の公印使用承認欄には押印がなされていなかった。

押印がないと押印審査がなされたのかどうか事後的には把握できなくなるので公印使用承認欄に押印しておくことが必要である。

なお、同様の指摘事項は姫路書写キャンパス、播磨科学公園都市キャンパス、高度産業科学技術研究所でも指摘された。

③ エレベーター保守業務の確認手続不備について（指摘事項）

エレベーター保守仕様書どおりの作業がなされているかどうかエレベーター作業報告書等により確認した。その結果、下記の不備事項があった。

i) 下記の月の作業報告書が提出されていなかった。

・平成18年4、5月の研究棟I並びに大学会館の小荷物専用昇降機及び大学会館の機械レス乗用エレベーター

・平成18年5月の教育棟（3号）及び図書館（4号）エレベーター

ii) 機械レスエレベーター仕様書によれば、毎年1回、建築基準法に基づく昇降機の定期検査を実施することになっているが、この定期検査成績表を業者から入手されていない。

④ 廃棄物処理業者の選定理由について（意見）

産業廃棄物処理を業者に随意契約で委託しているため、その理由を聞いたところ、各研究棟等から排出される廃棄物を収集して所要の分別を実施し処分してくれる業者が当該業者しか見当たらなかったとのことである。

この選定経緯等を記載した決裁書の有無を質問したところ、作成していないとのことであった。経緯と選定理由（根拠）を明らかにした決裁書を作成しておくことが望まれる。

## D. 姫路書写キャンパス関係

姫路書写キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	46,175	41,614	35,017
大学運営費	12,751	6,374	12,005
工事請負費	—	2,362	1,265

(注) 大学運営費が平成16年度の12,751千円から平成17年度は6,374千円へと減少しているが、これは、主に平成16年度で実施した単発の植栽委託業務5,033千円がなくなったことがあげられる。また、平成18年度に12,005千円へと増加した主な要因は、受託研究の再委託(2,600千円)及び入試システム変更・処理の委託料(3,235千円)の増加があげられる。

また、大学維持管理費が平成16年度から漸次減少している主な要因は、予算削減の方針のもとで業務を見直し平成17年度においては平成16年度に委託した図書館システム保守(2,520千円)とホームページ更新(742千円)を実施していないこと、平成18年度においては、エレベーター保守委託料が4,681千円減少したことがあげられる。

姫路書写キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	27,109	19,574	6	72%
随意契約	—	22,165	5	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約 平成18年度

落札率	各割合の件数
90%以上 95%未満	2
85%以上 90%未満	1
75%以上 80%未満	1
75%未満	2
計	6

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
学舎清掃	指名競争入札	単純作業であるため	9,400	8,164	87%
RI 施設環境測定	〃	高度な専門的技術が必要なため	2,295	1,764	77%
実験排水処理設備保守	〃	〃	1,563	1,449	93%
エレベータ保守	〃	〃	7,025	4,101	58%
冷温水機保守	〃	〃	1,726	1,575	91%
電気工作物保安管理	〃	〃	5,097	2,520	49%
夜間警備	随意契約(不落)	勤務が変則的であるため	—	6,054	—
シャトル運転	〃	〃	—	4,573	—
入試システム変更	随意契約	多量な事務を短時間で処理するため	—	4,315	—
入試システム処理	〃	〃	—	4,622	—
受託研究の再委託	〃	高度な専門的技術が必要なため	—	2,600	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

## ① 決裁書の日付記入洩れについて (指摘事項)

「文書法制事務の手引」第2章第3節決裁の1決裁6決裁年月日の記入によれば、決裁が完了したときは、必ずその年月日を起案文書の所定欄等に記入しなければならないようになっているが、入札通知何れの起案日、決裁日がいずれも記載されていなかった。日付が空欄であると決裁作業が適時に行われたのかが確認できないので入札通知何れの起案日、決裁日は記載しておくことが必要である。

## ②委託業務完了確認手続の不備について（指摘事項）

財務規則第105条によれば、契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならないように定められている。当該財務規則に照らし、平成18年度の委託契約の検査状況を確認した結果、下記の事項があげられる。

- a. 学舎清掃実施完了報告書において完了報告及び確認がなされるようになっているが、次の問題点がある。
- 7) 平成18年11月から清掃実施完了報告書における検査確認欄が空欄になっており、検査業務がなされているのかが不明であった。
- 1) 清掃委託共通仕様書どおりの作業がなされているかどうかを清掃実施完了報告書に基づき確認したところ、下記の業務が完了報告書には記載されていなかった（そのため仕様書どおりの作業が実施されているのかが確認できなかった）。

清掃箇所	実施業務	回数	摘要
事務室、印刷室、非常勤講師室、各階廊下、階段、講義室 6221, 6223, 6224, 6231, 6232, 6231	床上に中性洗剤を散布し電気ポリシャで洗浄のち、汚れを完全にふきとり、乾燥後ワックス塗装、再び乾燥の上電気ポリシャで光沢だしをする。	年2回	平成18年8月に実施報告がなされているが、残りの1回の実施報告が確認できなかった。
事務室、各玄関、印刷室	ガラス面の洗浄ふき及びカラぶき	年1回	実施報告が確認できなかった。

- b. 平成18年10月のエレベーター定期点検報告書の点検確認印が洩れていた。

## ③入試システム変更・処理業務にかかるセキュリティ対策について（意見）

入試システム変更・処理に関する委託業務は民間事業者と契約しており、センター試験結果等をはじめとする個人データの受け渡しを行っている。業務委託契約書においては、セキュリティ対策の一環として特別事項を盛り込んでおり、その中に「運用管理者（この場合は兵庫県立大学）は、外部委託事業者等の責任者や業務に携わる社員の名簿を作成しなければならない。」という条項が設けられている。この条項に基づいた名簿作成の有無を確認したところ、作成されていないとのことであった。昨今の情報管理の厳格化を考えれば、入試関係の機密情報を取り扱う外部委託業者の担当者を把握し、例えばデータの受け渡しの際に名簿に記載されていない担当者が関与していないかどうか等が確認できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

## E. 播磨科学公園都市キャンパス関係

播磨科学公園都市キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	35,376	40,973	35,683
大学運営費	1,556	3,460	15,933
工事請負費			
ユニバーサル社会推進費	—	3,570	7,850

(注) 平成17年度の大学維持管理費が40,973千円へと増加している要因は、清掃頻度の増加に伴い清掃費が2,300千円増加したことで放射線測定業務が平成17年度から約1,300千円増額したことがあげられる。また、平成18年度に35,683千円へと減少している主な要因は、平成18年度から長期継続契約を推進し、委託契約金額が縮減されたためであると考えられる。

工事請負費(ユニバーサル社会推進費)が平成17年度に3,570千円及び平成18年度に7,850千円支出されているが、これらの支出は、平成17年度は点字触知盤等の設置にかかるものであり平成18年度はトイレのオストメイト化及び階段手摺設置にかかるものである。

播磨科学公園都市キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

請負契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	7,849	5,722	1	73%

委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	87,518	75,752	9	87%
随意契約	—	13,461	5	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約（指名競争入札分） 平成18年度

落札率	各割合の件数
98%以上	3
95%以上 98%未満	2
80%以上 85%未満	1
75%未満	3
計	9

播磨科学公園都市キャンパスの平成18年度契約（請負契約は2,500千円、委託契約は1,000千円以上の案件のみ）の内容は下記のとおりである。

## 契約一覧（請負契約）

（単位：千円）

契約内容	契約締結の方法	予定価格	契約金額	落札率
ユニバーサル化整備工事	指名競争入札	7,849	5,722	73%

## 契約一覧（委託契約）

（単位：千円）

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
常駐警備委託	指名競争入札	勤務が変則的であるため	26,775	21,787	81%	(注)
植栽維持管理委託	"	高度な専門的技術が必要なため	16,650	16,065	96%	(注)
学舎清掃作業	"	事務を効率的に処理するため	22,050	21,186	96%	(注)
空調設備保守点検作業	"	高度な専門的技術が必要なため	3,790	3,790	100%	
エレベーター保守	"	"	3,439	2,331	68%	
機械警備	"	勤務が変則的であるため	4,422	1,638	37%	(注)
水質調査(排水調査)	"	高度な専門的技術が必要なため	1,359	1,351	99%	(注)
放射線測定業務	"	"	3,780	2,457	65%	(注)
植栽委託	"	"	5,250	5,145	98%	
環境維持業務	随意契約(不落)	"	-	1,848	-	(注)
電話交換機保守点検	随意契約	"	-	1,323	-	
高圧ガス製造設備定期自主点検	"	"	-	1,344	-	
人材派遣 (受託研究実験補助業務)	"	"	-	3,203	-	
研究開発委託 (受託研究実験補助業務)	"	"	-	5,742	-	

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約は複数年度の契約総額を記載している。

平成18年度の請負・委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①学舎清掃作業の確認手続等の不備について（指摘事項）

清掃業務請負契約第21条によれば、請負業者は、仕様書に基づき請負業務の実施計画を作成し、計画的に業務を実施のうえ、仕様書に定める書式をもって報告するようになっている。この報告（清掃実施報告）を閲覧したところ、月1回の作業が定められている生体材料センターの清掃について12月の報告がなされていなかった。

また、週1回の作業が定められている本部棟の清掃について平成19年2月21日から年度末（3月31日）まで実施報告がなされていなかった。この理由を質問したところ、施設利用の頻度が時期によって異なる場合があるので必要に応じて清掃を行ってもらうことで業者とは話し合い済みであるとのことであった。このように状況に応じ変則的な作業を行う場合にはそれを実施計画に見込める範囲で盛り込み、事後的に計画どおりの作業が適切になされているかどうか確認できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

また、清掃業務請負契約第12条によれば、請負業者から従業員名簿を入手することになっているが、平成18年度は入手されていなかった。保安のためにも名簿を入手し、所定の清掃担当者以外の不審者が出入りしていないかどうか確認できるようにしておくことが必要である。

②指名競争入札の業者選定について（意見）

財務規則第93条「指名競争入札の参加者の指名」によれば、契約担当者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札の入札参加資格者のうちから当該入札に参加させようとする者をなるべく5人以上指名しなければならないようになっている。当該定めに照らし、当キャンパスにおける委託業務を検討したところ、5名より少ない業者で選定されている場合がある（例；入札委託名 兵庫県立大学理学部水質調査は4社、RI施設作業環境測定作業は3社しか選定されていない）。

5人以上の指名をしない理由を入札通知何い等に明記しておくことが望まれる。

③排水の調査項目の選定等について（意見）

実験棟から排出された排水を放水するにあたって、水質が汚濁していないかを検査し、汚水された排水が排出されることを防止するために特定の項目について採取し、分析する業務を委託されているが、この調査選定項目は、委託業務を以前に発注していた業者に播磨高原浄化センター放流水の排出基準に照らし問題がないかどうか確認

されて以降、そのままになっているのではないかとと思われる。確認主体は大学サイドにあると思われるので定期的に確認しておくことが望まれる。

また、平成18年12月の検査において特定の項目（ジクロロメタン）が基準値の0.2 mg/Lを超えていた（0.37 mg/Lの検出）。

当該事態に対して、担当者のメモでは平成19年1,2月の検査でも基準値を超えるようなことがあれば環境保全委員会で対応を検討するというように記述されている。その後の計量証明書を見ると1,2月においても基準値を超過しているが環境保全委員会を開催した議事録が残っていない。3月には結果として基準値内には収まっているが、対応状況を残していくことが望まれる。

#### ④空気環境測定業務の回数について（意見）

研究棟、本部棟及び実験棟等を対象に空気環境測定を実施されているが、この測定業務がどの法令に基づき、何回実施すべきなのかが判然としていない。

法令に基づいたものではなく任意で実施されているものであれば環境保全委員会等で実施回数等を検討し、これにより委託業務費用の節減が図れるかどうか検討しておくことが望まれる。

#### ⑤ユニバーサル化整備工事の工事検査調書の日付及び工事起工伺いの不備について（指摘事項）

ユニバーサル化整備工事は予算令達時期が遅く（3月）また、播磨科学公園都市キャンパスの場合には、再入札となったため、契約工期が3月27日～30日と3月末直前になっている。

この結果、実際には工事施工が4月にずれこみ、工事の完了を4月に確認後、工事検査調書を3月30日付で作成している。

また、上記のように再入札となった結果、予算に余裕ができ、この余剰金をユニバーサル化に生かすためにウォシュレット設置工事を行うことが急遽決定されたため工事起工伺いが作成されていない。

上記の状況から

- ・本来、このように年度末までに工事が完了することが見込めない場合には、繰越明許費とすることが適切ではないか、また、検査調書を3月30日付で作成するのは不適切なのではないか
  - ・ウォシュレット設置工事の工事起工伺いが無いのは不適切ではないか
- という問題点があげられる。

## F. 姫路新在家キャンパス関係

姫路新在家キャンパスの過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学維持管理費	22,655	23,264	22,716
大学運営費	2,340	970	630
工事請負費			
インターナショナル社会推進費	—	1,344	1,158

(注) 平成16年度の大学運営費が2,340千円と平成17、18年度に比し多くなっている主な要因は、場と緑の継承・再生(プロジェクト国際会議)報告の作成、会議運営の委託料1,500千円が支出されているためである。

姫路新在家キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

## 契約総括

## 請負契約；平成18年度

該当案件なし。

## 委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	18,060	14,614	2	81%
随意契約	—	9,778	1	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

## 委託契約(指名競争入札分) 平成18年度

落札率	各割合の件数
98%以上	1
75%未満	1
計	2

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
清掃業務	指名競争入札	広範囲であり職員の業務が困難なため	8,820	8,683	98%	
警備業務	〃	夜間勤務であり職員の業務が困難なため	9,240	5,931	64%	
昇降機保守点検	随意契約	専門的技術を要するため	—	9,778	—	(注)

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約 (9,778 千円) であり、そのうち平成 18 年度分は 3,259 である。

平成 18 年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①公印の使用承認欄の押印について (指摘事項)

「文書法制事務の手引」第 3 章第 2 節公印の使用 3 公印及び契印の使用によれば、淨書文書を公印の保管者又は公印取扱主任に示し、押印審査をうけることになっているが、委託契約にかかる決裁書として公印使用承認欄がない決裁書を利用されていた。押印審査がうけられるよう所定の決裁書様式を利用されることが望まれる。

②委託業務検査結果通知について (意見)

財務規則第 105 条及び第 107 条によれば、委託業務についても検査調書 (委託業務検査結果通知) を作成することが必要ではないかと考えられるが、(今回、委託契約の中から抽出し契約概要を検討した) 警備委託業務はこの委託業務検査結果通知が作成されていなかった。業務日報により代替できるという判断から作成は必要ないとの認識をされているが、上記規則に準じて、契約満了時には委託業務検査結果を作成し、契約担当者に通知しておくことが必要ではないかと考える。

G. 明石キャンパス関係

明石キャンパスの過去 3 年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委託料			
大学維持管理費	31,783	30,838	29,837
大学運営費	6,826	8,646	14,119
大学整備費	—	5,852	—
工事請負費			